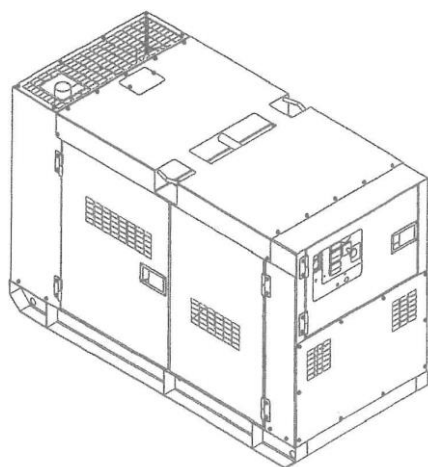


工事現場等に設置される可搬形発電設備の一時貯蔵等

3に適合している場合は、火災予防条例（以下「条例」という。）第34条の4に規定する基準の特例を適用して、工事現場等に設置される可搬形発電設備の一時貯蔵等を行うことができる。

なお、当該特例の適用対象となる可搬形発電設備とは、図1のものをいう。



- ・キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。）であること
- ・燃料が軽油であること
- ・指定数量未満の内蔵タンクが設備筐体内部に組み込まれていること
- ・移動させることを前提としたものであること

図1 当該特例の適用対象となる可搬形発電設備

1 適用期間

原則として少量危険物貯蔵取扱所を設置した日から1年以内の期間とする。ただし、工事現場、イベント会場及び災害現場等（以下「工事現場等」という。）の仮設電源として1年を超えて可搬形発電設備を設置する必要がある場合は、一時貯蔵等を反復できるものとする。

2 同一の場所の扱い

(1) 工事現場に設置する場合

原則、危険物施設の運用基準（以下「運用基準」という。）第1、1による。ただし、次によることができる。

なお、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え又は解体工事において、当該工事中の建築物の内部（陸屋根部分を除く。）に可搬形発電設備を設置する場合は、当該設置場所を屋内とみなすものとする。

ア 屋外の場合

隣接する可搬形発電設備の相互間に2m以上の間隔を保有する場合は、それぞれの可搬形発電設備を設置する場所ごととすることができる。

イ 屋内の場合

次に適合する場合は、可搬形発電設備（流出どめを設ける場合は流出どめ）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所ごととすることができる。

(ア) 当該空地内に建築物の壁及び柱が入る場合は、当該壁及び柱を耐火構造とすること。

(イ) 当該空地内に工作物が入る場合は、当該工作物により出火又は延焼拡大のおそれがあるものについては、当該工作物を不燃材料のシート等で覆う措置が講じられていること。また、消防活動に支障がないこと。

ウ 屋上の場合

イ(ア)及びイ(イ)に適合する場合は、可搬形発電設備（流出どめを設ける場合は流出どめ）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所ごととすることができる。

(2) 工事現場以外（イベント会場及び災害現場等）に設置する場合

原則、運用基準第1、1による。ただし屋外に設置する場合は(1)アによることができる。

3 適用要件

(1) 可搬形発電設備に係る要件

ア 工事現場等に仮設電源として設置され、一時的に使用された後に撤去されるものであること。

イ 可搬形発電設備は一般社団法人日本内燃力発電設備協会（以下「内発協」という。）が定める認証基準「可搬形発電設備技術基準 NEGA C 331」又はこれと同等以上の可搬形発電設備の安全性規格に係る基準に適合すること。

なお、内発協の認証基準「可搬形発電設備技術基準 NEGA C 331」に適合している可搬形発電設備には、適合マーク（図2参照）が貼付される。

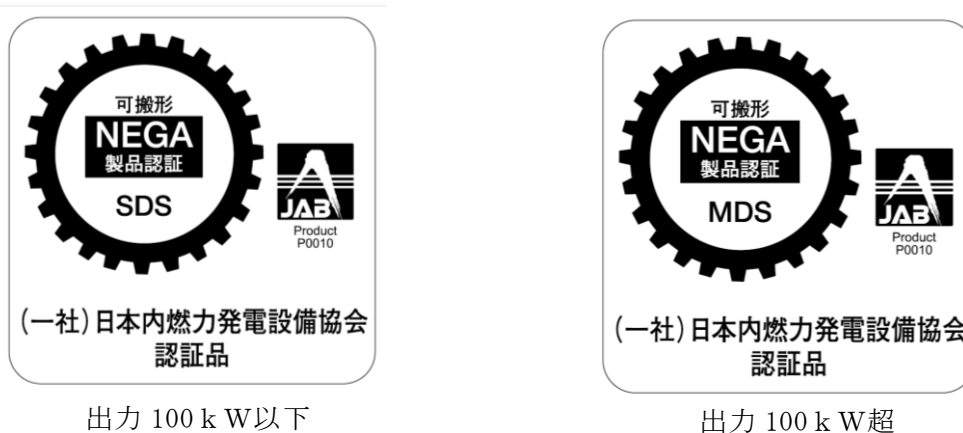


図2 内発協が定める認証基準「可搬形発電設備技術基準 NEGA C 331」に適合することを示す適合マーク

(2) 維持管理等に係る要件

ア 電気事業法令で定める技術基準に適合するよう可搬形発電設備の点検、整備が1年に1回以上実施されていること。

なお、内発協が実施する専門技術者資格制度又は一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）が実施する可搬形発電機整備技術者資格制度に従って定期点検が行われた可搬形発電設備は、当該点検、整備がなされたものとみなすことができる。

これら資格制度に従って定期点検が行われた可搬形発電設備は、設備筐体に点検済証（図3及び図4参照）が貼付される。



図3 内発協の専門技術者資格制度に従って定期点検が行われたことを示す点検済証



図4 レンタル協会の可搬形発電機整備技術者資格制度に従って定期点検が行われたことを示す点検済証

イ 可搬形発電設備の日常点検及び月次点検が実施されていること。また、次の不具合が確認された場合は稼働させないこと。

- (ア) 設備周囲の温度が軽油の引火点（45℃）以上であり、可搬形発電設備の稼働時の電気火花等により設備筐体内に滞留する可燃性蒸気に引火するおそれがある場合
- (イ) 設備筐体内の換気設備が正常に動かない場合
- (ウ) 設備筐体内に油漏れ等がある場合

なお、日常点検及び月次点検は、努めて点検に必要な知識及び技術を有する者が実施すること。

ウ 可搬形発電設備の稼働中及び燃料注入時は、工事現場等の関係者による警備、巡視等が行われる監視体制が確保されていること。

(3) 燃料注入に係る要件

ア 燃料注入は、ローリー又は運搬容器により行うこと。

イ 可搬形発電設備の稼働中に燃料注入しないこと。

ウ ローリーから燃料注入する場合は、緊結注入を行わず、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。

(4) 位置、構造及び設備の基準に係る要件

ア 屋外に設置する場合

(ア) 条例第31条の2第1項第1号に規定する標識、掲示板を設けること。

(イ) 少量危険物貯蔵取扱所の各部分から歩行距離20m以下となるように、第5種の消火設備のうち第四類の危険物に適合する消火器を1個以上設けること。

なお、努めて高性能型消火器を設けること。

(ウ) 可搬形発電設備（流出どめを設ける場合は流出どめ）の周囲に幅2m以上の空地を設けること。ただし、防火上有効な塀を設ける等の措置により、延焼拡大のおそれがなく、かつ、消防活動上支障ない場合は、この限りでない。

(エ) 可搬形発電設備の周囲に、流出どめ及び油吸着材を設けること。ただし、可搬形発電設備の筐体が流出どめの機能を有する場合は流出どめを省略することができる。

(オ) 少量危険物を貯蔵し、又は取扱うタンクを内蔵する可搬形発電設備は、次によること。

a 可搬形発電設備は、地震動等による転倒、滑動及び落下を防止するため次の措置を講じること。

(a) 地盤面又は床面（以下「地盤面等」という。）に可搬形発電設備を設置する場合は、傾斜のない水平な地盤面等に敷鉄板等を敷設し、当該敷鉄板等の上に可搬形発電設備を設置すること。ただし、地盤面等が水平かつ堅固な場合は、敷鉄板等の敷設を省略できるものとする。

(b) 車両荷台又は重機の脇等に可搬形発電設備を設置する場合は、ワイヤー固定等を行うこと。

(c) タワークレーン等の工作物等の高所に可搬形発電設備を設置する場合は、ボルト固定等を行うこと。

b 可搬形発電設備の周囲1.5m以内に、通気口の先端から漏れ出る可燃性の蒸気が滞留する窪地等がなく、かつ、裸火等の取扱いがないこと。

イ 屋内に設置する場合

(ア) ア(ウ)を除く。）によること。

(イ) 可搬形発電設備（流出どめを設ける場合は流出どめ）から水平距離3m以内の壁、柱、床及び天井は、a又はbによること。

a 特定不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

b 不燃材料のシート等で覆われていること。

(ウ) 可搬形発電設備（流出どめを設ける場合は流出どめ）から水平距離3m以内の開口部には、建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。ただし、当該開口部付近に可燃物がない等、周囲の状況から当該開口部からの延焼拡大のおそれがないと認められる場合は、この限りではない。

(エ) 可搬形発電設備の稼働及び燃料注入を行うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

ウ 屋上に設置する場合

(ア) ア(ウ)を除く。）によること。

(イ) 可搬形発電設備は、避難上支障ない位置に設けること。

(ウ) 可搬形発電設備を建築物の高さが31mを超える場所に設置する場合には、努めて危政令別表

第5に掲げるもののうち、第四類の危険物に適応する第4種の消火設備を設けること。

4 留意事項

- (1) 工事の進捗等に伴い、工事現場等の範囲内で可搬形発電設備の設置場所の移設が事前に計画されている工事現場等にあつては、事前に届出される少量危険物貯蔵取扱所設置（変更）届出書に、移設の計画及び移設後の可搬形発電設備の設置状況が3に適合することを確認できる資料を添付させることで、当該移設に伴う変更を条例第58条第1項に規定する「規則で定める軽微な変更」として扱うことができるものとする。
- (2) 道路工事等で常設の作業帯が設置できず、その日の作業終了後に可搬形発電設備を一旦撤去し、翌日以降の作業開始前に同じ可搬形発電設備を同じ場所に再設置することが必要な工事現場等にあつては、事前に届出される少量危険物貯蔵取扱所設置（変更）届出書に、撤去及び再設置の計画並びに再設置後の可搬形発電設備の設置状況が3に適合することを確認できる資料を添付させることで、当該撤去及び再設置に伴う変更を条例第58条第1項に規定する「規則で定める軽微な変更」として扱うことができるものとする。